

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和5年11月16日（令和5年（行情）諮詢第1037号及び同第1038号）

答申日：令和6年5月8日（令和6年度（行情）答申第57号及び同第58号）

事件名：「幹部学校研究メモ」に該当する文書のうち特定期間において作成されたものとの一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる本件請求文書1及び2（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（以下、第3ないし第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年3月10日付け防官文第4891号並びに同年4月17日付け同第8866号及び同年7月28日付け同第16370号により防衛大臣（以下「処分序」又は「諮詢序」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1について）（諮詢第1037号）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁）【別紙1（略）】である。

（イ）国が情報公開法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求

者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたP D F ファイルが本件対象文書（第2においては、各原処分の対象である文書を指す。第3において第2の内容を引用する場合も同じ。）の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたP D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を

申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかつたものについては、その特定を求めるものである。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(2) 審査請求書2(原処分2及び原処分3について) (諮問第1038号)

ア 原処分2関係

- (ア) 上記(1)アと同じ
- (イ) 上記(1)イと同じ
- (ウ) 上記(1)ウと同じ
- (エ) 上記(1)エと同じ
- (オ) 上記(1)オと同じ
- (カ) 上記(1)カと同じ
- (キ) 上記(1)キと同じ
- (ク) 全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める。

平成24年度(行情)答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

(ケ) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

イ 原処分3関係

- (ア) 上記(1)アと同じ

- (イ) 上記（1）イと同じ
- (ウ) 上記（1）ウと同じ
- (エ) 上記（1）エと同じ
- (オ) 上記（1）オと同じ
- (カ) 上記（1）カと同じ
- (キ) 上記（1）キと同じ
- (ク) 上記（1）クと同じ
- (ケ) 上記（2）ア（ケ）と同じ

第3 質問序の説明の要旨

1 原処分1について（質問第1037号）

（1）経緯

原処分1に関する開示請求（以下「本件開示請求1」という。）は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1を特定し、令和5年3月10日付け防官文第4891号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った。

質問第1037号の前提となる審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

（2）法5条該当性について

原処分1において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表番号1のとおりであり、文書1のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態なく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求1に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、文書1と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報は

なく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1においては、法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、文書1の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分1において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書1は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書1のほかに本件開示請求1に係る行政文書は保有していない。

ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

2 原処分2及び原処分3について（諮詢第1038号）

（1）経緯

原処分2及び原処分3に関する開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書2ないし文書6を特定した。

本件開示請求2については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年4月17日付け防官文第8866号により、文書2について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った後、同年7月28日付け防官文第16370号により、文書3ないし文書6について、同号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

諮詢第1038号の前提となる審査請求は、原処分2及び原処分3に對して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮詢する。

（2）法5条該当性について

原処分2及び原処分3において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表番号1及び2のとおりであり、文書2及び文書6のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

ア 上記1（3）アと同じ

イ 上記1（3）イと同じ（ただし、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に改める。）

ウ 審査請求人は、「特定されたP D Fファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、文書2ないし文書6と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2及び原処分3においては、法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、文書2及び文書6の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分2及び原処分3において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書2ないし文書6は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

キ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求2に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分2を行ったものである。

ク 審査請求人は、「複写媒体としてD V D – Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらない。

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書2ないし文書6のほかに本件開示請求2に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2及び原処分3を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月16日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第1037号及び同第1038号）

② 同日	諮問庁から理由説明書を收受（同上）
③ 同年9月1日	審議（同上）
④ 令和6年4月26日	令和5年（行情）諮問第1037号及び 同第1038号の併合並びに本件対象文 書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書は、航空自衛隊幹部学校において、研究を目的として作成された文書であり、特段、紙として管理する必要性がなく、また、行政文書は電子媒体による管理が基本とされていることから電磁的記録のみを保有している。

イ 本件審査請求を受け、本件対象文書を作成した航空自衛隊幹部学校において、机、書庫及びパソコン上の共有フォルダ内等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書が航空自衛隊幹部学校において、電子媒体により管理されていたものであることから、これを特定したものであり、本件対象文書の紙媒体は保有していないとする諮問庁の上記（1）アの説明や本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記第3の1（3）キ及び同第3の2（3）ケの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記（1）イの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の1(2)及び同第3の2(2)のとおり(別表のとおり)説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 別表番号1に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の防衛力の整備、運用に資するためのデータ戦略及び情報戦の研究や情勢認識に係る情報が具体的に記載されているものと認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、防衛省・自衛隊の防衛力の整備、運用に資するための研究、情勢認識に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の能力が推察されることとなり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明(別表番号1の「不開示とした理由」部分)を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の防衛力の整備、運用に資するための経済的側面からの他国に関する研究に係る情報が具体的に記載されているものと認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、防衛省・自衛隊の防衛力の整備、運用に資するための研究、情勢認識に係る情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の能力が推察されることとなり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明(別表番号2の「不開示とした理由」部分)を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定す

べき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定することは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢麿, 委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

(1) 本件請求文書 1

「幹部学校研究メモ」に該当するもののうち請求受付番号：2022.12.7一本本B2056で特定された後に作成されたものの全て。

(2) 本件請求文書 2

「幹部学校研究メモ」に該当するもののうち請求受付番号：2023.1.10一本本B2362で特定された後に作成されたものの全て。

2 (本件対象文書)

文書1 研究メモ（4-14）米国におけるJADC2の実装に係るデータ戦略に関する取組と我が国の現状（令和4年12月21日）

文書2 研究メモ（4-19）ロシアのウクライナ侵攻におけるSNSを活用した情報戦（令和5年2月1日）

文書3 研究メモ（4-15）根源的課題へのアプローチ－全体最適のマネジメント理論の実践（第1回 理念論）－（令和5年1月12日）

文書4 研究メモ（4-16）根源的課題へのアプローチ－全体最適のマネジメント理論の実践（第2回 理論論）－（令和5年1月12日）

文書5 研究メモ（4-17）根源的課題へのアプローチ－全体最適のマネジメント理論の実践（第3回 進化論）－（令和5年1月12日）

文書6 研究メモ（4-18）ロシアの対中関係－経済的側面からみる露中連携の実態－（令和5年1月24日）

別表（不開示とした部分及びその理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 ページ及び 17 ページないし 19 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備、運用に資するための研究、情勢認識に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の能力が推察されることとなり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	1 ページ、9 ページ及び 10 ページのそれぞれ一部	
2	文書 6	1 ページ、17 ページ及び 18 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備、運用に資するための研究、情勢認識に係る情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の能力が推察されることとなり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。